

## ボランティア団体助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 いなべ市内で活動するボランティア団体による地域福祉活動に必要な事業経費を助成することにより地域福祉の向上を図る。

### (実施者)

第2条 本事業は、社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が共同募金配分金を財源として実施する。

### (助成の対象)

第3条 助成の対象は、いなべ市内で活動する地域福祉または更生保護事業を推進するボランティア団体で本会が認めた団体とする。

### (助成の対象外)

第4条 三重県共同募金会配分要綱第5条第1項第10号により国、地方公共団体から補助を受けた事業で別に定める基準に該当する場合は、助成の対象外とする。

2 本条第1項の他、次に該当する場合は助成されない。

- (1) 他市町へ超えて活動する団体
- (2) NPO法人等法人格を有している団体
- (3) 政治、宗教、組合等の運動のために、その手段としておこなう事業
- (4) 団体の構成委員相互の共益、親睦のみの活動を行う団体
- (5) ふれあいサロン助成金を受けている団体

### (助成の対象事業)

第5条 いなべ市社会福祉協議会の地域福祉活動計画に係る事業を推進する事業であり、受配者が直接実施する事業の経費に充当する。

### (助成対象外経費)

第6条 次の経費は助成対象外とする。

- (1) 役員会、総会、大会経費および職員の人件費等、団体の運営に要する経費
- (2) 他市町にまたがる地域を対象とした活動に要する経費
- (3) 会報・機関誌・飲食費、旅費、個人支給に関わる経費
- (4) その他、市民の理解が得られないと本会が判断した事業の経費

(助成額および助成率)

第7条 助成額は1団体につき20万円を上限とし、助成率は対象事業費の60%以上とする。

(申請)

第8条 当該事業の申請は、本会へ所定の申請書を提出するものとする。なお、申請の期間は毎年5月1日～5月31日の期間とする。

(変更申請)

第9条 原則、申請した内容の変更は認めないが、変更を行わなければならない場合は、速やかに所定の変更申請書類を本会へ提出し、承認を求めることとする。

(事業報告)

第10条 当該事業が終了したら、速やかに所定の事業報告書類を提出するものとする。

(助成金の返還)

第11条 次のいずれかに該当した場合は、助成金を速やかに全額返還しなければならない。なお、第1号に該当する場合は残額のみ返還とする。

- (1) 申請内容に基づき助成金を全額執行できなかった場合
- (2) 本要綱を遵守していない場合
- (3) 不正に助成金を使用した場合
- (4) その他本会が不相当と認めた場合

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。